明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（**農林水産**六一）　一
○電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**九一）　一四
○原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令（**経済産業・原子力規制委**二）　一〇
○地籍基本調査基礎計画の一部を改正する省令（**国土交通**六五）　一四
○被災地域境界基本調査作業規程準則（**同**六六）　一六
○被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令（**同**六七）　一六

〔告　示〕
○ビールの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**三）　一七
○観光土産品の表示に関する公正競争規約ほか十規約の一部変更を認定した件（**同**四）　一八
○食肉の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**五）　一八
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示（**農林水産**一八二七）　一九
○電気関係報告規則第一条第二項第十二号の電気工作物並びに電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の電気工作物及び期限を定める告示（**経済産業**二三七）　一九
○主要電気工作物を構成する設備を定める告示（**同**二三八）　二三
○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を定める件を廃止する告示（**同**二三九）　二四
○原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令附則第二項ただし書の原子力発電工作物及び期限並びに原子力発電工作物報告規則第一条第二項第八号の原子力発電工作物を定める告示（**経済産業・原子力規制委**一）　二四
○道路に関する件（**関東地方整備局**二八九、二九〇）　二六
○道路に関する件（**中部地方整備局**九九、一〇〇）　二六
○道路に関する件（**四国地方整備局**一〇五～一〇七）　二六

〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十八年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　二七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二七
特殊法人等
国立研究開発法人物質・材料研究機構第十五期事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　二八
会社その他
会社決算公告　二八

省令

○**農林水産省令第六十一号**

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

（趣旨）

第一条　この省令は、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条　ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

（作付けの禁止）

第三条　防除区域においては、なす科植物（ソラヌム・シシンブリーフォリウム及びソラヌム・ペルビアヌムを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一　植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウが存在していると認めたほ場以外の場所においてなす科植物の作付けをする場合

二　試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けてなす科植物の作付けをする場合

（作付けの許可）

第四条　前条第二号の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該なす科植物の栽培の方法その他の事項につき必要な条件を付して作付けを許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第二号による許可証明書を交付するものとする。

3　前項の許可証明書の交付を受けた者は、当該許可に係るほ場の見やすい場所に、別記様式第三号による表示を行わなければならない。

（移動の制限）

第五条　次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一　防除区域内で生産されたなす科植物の生塊茎等の地下部

二　防除区域内で生産されたなす科植物以外の植物の地下部のうち土の付着したもの

三　防除区域以外の地域で生産された植物の地下部であって、防除区域内で生産された植物の地下部のうち土の付着したものと混在したもの

四　前三号に掲げるものの容器包装